

# 少子化社会における運動部活動の地域連携に関する一考察

スポーツ文化研究領域

5009A072-1 布施 孝規

研究指導教員：友添 秀則 教授

## 本研究の目的・方法

本研究では、まず文部省（現在の文部科学省）の制度的方針が運動部活動の指導現場にもたらした影響を考察する。

次に少子化対策として位置づけられる施策の動向を概観する。

さらに、少子化社会における地域との連携に向けて、競技団体等における独自の取り組みを検討する。

これらを踏まえ、少子化社会の中で継続してスポーツ機会を生徒に提供するための運動部活動と地域スポーツの連携のあり方を提案することを目的とした。

## 第1章

戦後、民主主義をめざした日本ではスポーツの大衆化を目指す方針が見られ、運動部活動は体協と学校関係者の教育的配慮による運営のもとで戦後のスタートを切ることとなった。しかし、大衆化のための具体的な指導體制が示されなかったため、指導現場では戦前の反省が拭われず、精神主義的な実践が継続されることとなったのである。

その後、競技スポーツの海外進出に伴い体協は「大衆化志向」からの方針転換を遂げた。さらに東京オリンピックの影響もあり、対外競技基準はさらなる緩和、さらに廃止という道をたどった。一方、対外競技基準が緩和されていく中で運動部活動には暴力や練習の過熱等の弊害が生じていた。文部省は弊害への対策として通達を出したが、いずれも問題解決に向けた具体的な指導方法や運営方法を示されてはいなかった。文部省は、「競技化志向」による対外競技基準の緩和による弊害を指導現場に放任してい

たのである。

「大衆化志向」と「競技化志向」の方針は、学習指導要領上で示されたクラブ活動の制度化から廃止までの背景にも見ることができる。1969・1970（昭和44・45）年、文部省はクラブ活動を必修化することで「教育課程内のクラブ活動」と「課外の運動部活動」を明確に区別しようとしたのである。これはILO勧告を受け、教員の勤務時間を適正化する必要性が生じたことによる措置であった。しかし、結局両活動は同じ特質や意義を持つ活動であると見なされ、1989（平成元）年の部活動代替措置を経て、1998・1999（平成10・11）年にクラブ活動が廃止されたのである。こうして校務・非校務を区別しようという方針から逆行するようなかたちでクラブ活動は廃止された。このような中で、顧問教員はボランティア同然の勤務の中で過重な責任を負っていた。

運動部活動ではスポーツの大衆化に向けて具体的な指導體制が示されてこなかったにも関わらず、高度なレベルでの指導が要求されており、曖昧な制度的位置付けの中で顧問教員の大きな負担となっていたのである。

## 第2章

新学習指導要領に部活動が学校教育として明記されるにあたり、外部指導者制度の整備や顧問教員への手当についての議論がなされた。

運動部活動は「学校スリム化」の影響により地域移行論が主張されていたが、行政の地域スポーツクラブの創設事業は難航しており、地域スポーツの基盤は成熟されなかった。そこで、学校を拠点とする素地を固めた上で、学校と地域をつなぐシステムが求められるようになり、

外部指導者制度の充実が強調されたのである。また、顧問教員の負担、時間外勤務の軽減にもつながることからも、外部指導者制度の整備が重要であるとの意見が出された。

部活動手当についての議論では手当の支給にあたり、明確な指導内容や教育内容の議論が求められたが、そのような議論はされず、支給額が増額されることとなった。

また、2001（平成 13）年に策定されたスポーツ振興基本計画でも運動部活動における少子化への対策として複数校合同運動部活動の円滑な運営や全国大会参加の認可が必要であることが示された。

この計画では総合型地域スポーツクラブの創設が重視されていたが、この事業は難航していた。また、運営基盤の弱いクラブの存在や子どもの大会参加の機会が得られないという課題が残った。

文部科学省は 2010（平成 22）年に新たにスポーツ立国戦略を策定した。ここでは運動部活動において、地域との連携の中での外部指導者の活用を充実させることが示された。また、地域スポーツクラブや複数校合同運動部活動の全国大会への参加を日本中体連・全国高体連に促すことも示された。さらに、「トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出のための施策」の中で、運動部活動は引退したトップアスリートの還元活動の場として期待された。

以上のように、諸施策の中で運動部活動における少子化への対策としては、顧問教員の待遇改善、学校を拠点としながら地域と連携し、外部指導者を活用すること、複数校運動部活動の全国大会への参加等が示されたのである。

文部科学省による推進事業や体協の公認スポーツ指導者制度の活用により外部指導者を活用できるが、顧問教員と外部指導者とで担当する指導内容を明確にしておくことが求められよう。

### 第 3 章

日本中体連・全国高体連の大会参加規定では、合同チームの全国大会への参加に関して厳しく

規制されている。一方、高校ラグビーでは、合同チームによる独自の取り組みとして KOBELCO カップや東京都の 10 人制大会がある。

KOBELCO カップは合同チームの扱いが行政のスポーツ施策の方針とは異なっていた。

東京都高体連ラグビー専門部の取り組みでは全国高体連の「勝利至上主義的な発想に立ったチーム編成」への懸念に対する説明責任は果たせなかった。

地域スポーツクラブのスポーツ機会を保障する取り組みでは DUO リーグが注目されている。DUO リーグでは競技レベルによって棲み分けがされ、上位リーグを目指しながらもレベルに合った試合を多くこなすことができる。しかし、組織が肥大するにしたがって運営面における連携に課題が見られた。

### 第 4 章

これまでの運動部活動の制度的位置づけの曖昧さを背景とする指導現場における問題と、少子化対策として期待される施策の動向を照らし合わせ、少子化対策を実行するための地域との連携のあり方を提案した。ここでは

- ・地区予選大会でのトーナメント方式の廃止とリーグ運営システムの導入。
- ・総合型地域スポーツクラブや合同チームの参加の承認。
- ・外部指導者の有効活用と指導内容の明確化をポイントとしてあげた。

DUO リーグのような主体的なリーグ運営システムの導入により、これらの課題を克服し、これからの少子化社会の中でも生徒にスポーツ機会を提供していける可能性が示唆された。